

平成 25 年 3 月 29 日
防 衛 省

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する
省令について

「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」
(平成 25 年防衛省令第 6 号) につきましては、航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)の一部改正により、航空機騒音に係る評価指標が加重
等価継続感覚騒音レベル(WECPNL)から時間帯補正等価騒音レベル(Lden)に変更
されることに伴い、所要の改正を行ったところです。

この省令につきましては、行政手続法第 39 条第 4 項第 3 号で定める「予算の定める
ところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となる
べき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき」及
び同第 5 号で定める「他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に
同一の命令等を定めようとするとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続
(パブリックコメント)は実施しておりません。

以 上

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省地方協力局地方協力企画課

電話番号：(代表) 03-3268-3111 内線 36186

F A X：03-5227-2456